

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成23年1月12日（水） 午後3時00分から午後5時00分まで
- 3 開催場所 第1委員会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 齋藤實, 内城初枝, 大畠旭, 笹島正明, 皆川憲弘, 上甲宏, 榊正幸, 奥田猛, 田口文明, 江尻加那, 成田喬, 澤則子, 仁井田修, 海老沼正男
 - (2) 執行機関 清水孝子, 菊池晃, 出澤秀行, 田中誠一, 亀井俊道, 橋本真道, 矢口功, 谷津茂男, 亀山博子, 佐藤修司
- 5 議題及び公開・非公開の別
平成23年度国民健康保険税の税率改正について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
平成23年第1回国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容

会 長 それでは、規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の出席委員は全員出席で、過半数に達していますので、会議は成立となります。

会議録の署名人についてですが、議長指名でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

会 長 異議なしとの声がありましたので、御指名を申し上げます。____委員と____委員に
お願いいたします。よろしくお願いいたします。

早速、議題に入らせていただきます。

昨年末の運営協議会で、市長から水戸市国民健康保険税の税率改正について諮問を受け、前回、事務局から説明があったところでございます。本日は、皆様に御審議をいただき、意見を集約して、来週の19日には答申という形にもっていきたいと思います。御協力をお願いいたします。

それでは、追加資料がありますので、これについて事務局から説明願います。

執行機関（追加資料説明）

（説明の主旨）

平成21年度の国民健康保険税の収納率向上対策について説明。具体的には、短期被保険者証更新時の納税相談、休日滞納整理、電話催告等の実施について説明。また、納付機会の拡大として、21年度からゆうちょ銀行での取扱いやコンビニ収納の実施を行っている。

執行機関（追加資料説明）

（説明の主旨）

国民健康保険の所得段階別世帯人員別世帯分布について説明。所得が33万円以下の世帯が35%を占めており、所得が低いところに世帯が多く分布している状況。

平成23年度の国民健康保険税の税率等改正案について、改正案と現行の税率の比較について説明。

会 長 ただいま事務局より、収納率向上対策について、国民健康保険の所得段階別世帯人員別世帯分布について説明をいただきましたが、追加資料の質問も含めまして、水戸市国民健康保険税の税率等改正について、審議に入りたいと思います。

審議の進め方についてですが、論点が多岐にわたることから、ある程度項目ごとに議論をする必要がありますので、審議のポイントを整理しました。この項目ごとに皆様から質疑や御意見をいただきたいと思います。

まず、平成23年度国保税率等改正の考え方について、①の課税限度額の引上げ、7・5・2割軽減の適用、資産割額の廃止、応能・応益割合の見直し、国保税の総調定額の引上げは行わないことについて、議題といたします。質疑や御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員 追加の資料のほうで、収納率を上げるために実施していることについて説明があったことについて聞きたいんですが、担当課としましては、国保税だけではなくて、住民税と固定資産税と軽自動車税と四つの税金の徴収を一手に引き受けて行っているんですけども、国保税だけがなかなか収納率が上がらないのか、もしくはその他の税も払えなくて困っているのか。他の税との関係で、国保税は何か特徴的なことがあるのか、教えていただきたいと思います。

会 長 これについて、事務局、お願いします。

執行機関 今、数値的なものはないんですが、滞納となる場合には、一般的に全部の税が滞納となって、国保税だけが残るということではないと思います。

会 長 一つの滞納があれば、全部が関係してくるということですね。

委 員 もう一つは、短期保険証更新時の納税相談ということで、水戸市の場合、6か月ごとの短期保険証を出しているのでも、少なくとも年2回は、通常自宅に郵送するものを郵送しないで、市役所に取りに来ていただくときに、納税相談をしているということなんですけども、納税相談をしに来たときに、どうしても国保税を払う余裕がないという相談も多くなってきているんじゃないかと思うんですが、それでも保険証はどうしても必要なわけですから、なんとかやりくりして払えればいいんでしょうけども、本当に払えないというときには保険証は渡しているのか、払わないときには渡していないのか、その辺を窓口でどのように対応しているのかなと思ひまして。

執行機関 保険証は、いらっしゃったときに、納税の相談ができなくてもお渡ししています。納めていないからといって、保険証を渡さないで帰すということは、今の段階ではしておりません。

会 長 相談を受けて、払いたいという意思を示せば渡しているということですね。

委 員 基本的なことで、お願いというか、お話を聞かせてください。

言葉が専門的な言葉であって、堅苦しくて、冷たい言葉に聞こえるんです。この言葉で皆さん理解できますかね。本当に納税をお願いしますよということで、お願いしている気持ちがあることと、___委員がおっしゃったことで、1番の問題にしても、片方は納税相談であり、片方は納税指導であると。性質の違う言葉を一列に並べていますので、この辺のところはどうなんだろう。本当にその方が納税指導まで必要な方なのか、これはまた別です。意味を把握されての言葉なのかなと。一般の方たちは理解できますか。言葉よりも気持ちがね、もうちょっと温かい気持ちでお話できないのかなという気持ちでお話申し上げました。

委 員 最近では、市役所の伝達機能として、ホームページを取り上げていますね。ホームページを見れば分かるんだよという市の説明があったものですから、水戸市のホームページを開いてみますと、国保にたどり着くまでに3回クリックしないといけない。収税については、主な業務内容はありますが、国保の滞納等はないわけです。国保も、文字の羅列で業務の説明がされています。参考までに、平群町のホームページを見まして、国保年金課を開きますと、1回で税のかけ方、税を負担している理由、受益者としての義

務はこういうことなんですよというものにたどり着きます。水戸市も、市としてのホームページのスタイルがあっあってこうなっているんだと思うんですが、受益者を持つ者として、水道、ごみ、国保等については独自のホームページがあってもいいんじゃないかと思います。皆さんどう考えられるか、お聞きしたいなど。

委員 税率改正をこれからするにしても、した後も、どういう手段で市民の方に伝えるか。役所からの郵便で1回で伝わるのか。今おっしゃったように、ホームページなんかで伝われば、大切なことかなと思います。

会長 専門的な言葉で伝えるよりも、市民が分かるような言葉でやっていただければ。収納率向上に向けて、委員のを基本にした形で進めていただければと思うんですが。

今回の課税限度額の引上げ、7・5・2割軽減の実施、応能・応益割の見直し等について、御質問等がありましたらお願いします。

執行機関 今のお話ですと、制度を身近なものにしていく、市民がそれを理解しているということが大前提だと思いますんで、改正、改定の状況も踏まえて、そういったPRに努めてまいりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

会長 難しいんですね。作る人は専門的にそれに携わっていますから、その言葉でしゃべってしまうし、見るほうは全然知らないで聞いたり見たりしますからね。

委員 例えば納税指導として指導されたとして、そのときの反応はどうだったか。それが返ってこない。中学生レベルの言葉でしゃべって理解を求めようというのが、世の中の大方の流れになってますよね。

会長 どういう指導をして、どのような反応が返ってきたかということですね。

委員 そのことが収納の大事なことだと思います。

委員 おそらくこの紙は報告で、私たちがレッスンをするときには、その方の悩みを聞いて、報告を書いて、その結果によって分析をして、自分のノートを作るわけなので、これは報告で、結果がまずない。結果がないので、分析ができない。

あと、これは書き言葉なので、話す言葉と書く言葉は違うということだけお願いします。

会長 順序として、質疑をしていって、足りないところは補っていくという形でまとめていきたいと思います。

委員 今回のことは、これまでも出てきたことですね。これがまた今回出てきたというのは、どういう理由で出てきたのか、御説明はあってしかるべきかと。

会長 7・5・2割軽減とか資産割の廃止等について、今までも議論されてきたけども、今回こういうことになってきたのはなぜかということですね。

執行機関 税率については三つの考え方がありまして、一つに、応益割合を高める、50対50に近づけるという方針がございます。二つ目に、資産割を廃止する。三つ目に、課税限度額をできるだけ引き上げていくことを要望すべきだということで、限度額を引き上げるということは、中間所得者層の負担を軽減するということにつながります。以上の三つの方向性というのは、運営協議会としても進むべきものだと感じておりました。

今回、制度的に、7・5・2割軽減というのが応益割合にかかわらず適用が可能という大きな制度改正があったわけなんですけど、これによって導入が極めて容易になったというのがあります。さらに、資産割に関しましては、これまでも5%くらいずつ減らしてきましたが、これを一気にできないかということで検討をいたしました。さらに、課税限度額につきましては、22年度の改正を見送ったことにより4万円、さらに23年度に向けて4万円、合わせて8万円の限度額の引上げが行われるということです。これまで課題としていたものを一気に解決できないかなということで、改正案としたわけです。

委員 そういう説明を先にしてもらわないと、新しく委員になられた方は、いきなり検討しろと言われても、できますか。資産割の廃止という、なぜこれが出てきたかという点、お年寄りや資産を持っている方たちの負担が大きくなったということで、現実として今目に見えているんで、議論の中でこれが出てきたんだと思うんです。ですから、その辺のところをはっきりと強調していただければ、意味が分かると思うんです。だったら、50対50に早くもって行ってあげたらいいんじゃないかと。大事なところは手を抜かずに、丁寧に説明していただかないと。

会長 年金生活者が現実的に固定資産税を払えないでいる状況があります。応益、応能を50対50にすると、資産割は減ったけども、平等割、均等割は増えるということになりますから、50対50ではなく、60対40ではどうなのかというような議論も出てくるでしょうから。

執行機関 12月のときの資料の3の4ページをご覧くださいんですが、応益割合の変更が財政にどういった影響を与えるかというところでお話しておきたいと思うんです。

この収支計画の中で案として示していますのが、応能、応益を50対50にしたとき、上から2段目の基盤安定繰入金増加額というのがありますが、案でいきますと、3億1,600万円増えるということです。これは均等割、平等割に対して軽減を受けられ

るといふことなものですから、金額が上がれば、補助金、繰入金は増えるわけですよ。参考案の1ということ、応益割合を減らして45にしたとき、2億4,000万円になりますよ。同じように40にしたときは、1億6,000万円ですよ。

この結果として、財政上どのような影響があるかということ、差引不足額のところをご覧いただきますと、案でいくと2億円不足なんです、参考案1でいくと7,600万円不足が増えます。さらに、参考案2ですと、1億5,600万円の不足が増えるということになります。国のほうが示している基盤安定制度において50対50が標準ですよと示していることも踏まえて、財政上、これが一番メリットにつながるということで、50対50を案として示したわけです。

参考案1は、応益割合を減らしていった場合は、確かに低所得者から中間所得者のところは負担が増える形になります。今回7・5・2割を導入することによって、新たに2割の所得者層が軽減を受けられるということがありますので、今回、そのところを思い切って50対50にしてはどうかという考え方に至ったということなんです。軽減の外れたところの負担感が大きい部分はあります。

これまで水戸が40%止まりだったのかということですが、毎回、改正に併せて応益割合を高めようとしたんですが、そのところがネックになったということですよ。今回7・5・2割を導入できるということになりましたので、大部分が軽減世帯に入ってくるんですよ。低所得者層というのは軽減世帯の割合が高いものですから、全体的には有利な方向に行くのかなというところで、提案させていただきました。

会 長 低所得者の負担が増えるけども、軽減措置で助けられるということになるんですね。

執行機関 資料の7ページでは、所得割に関しては、現行に対して0.32%下がります。資産割はマイナス20%、その代わり、均等割、平等割が増えます。

この表の他に別紙の資料があるんですが、この1ページをご覧くださいと、3人世帯のところの軽減世帯のところなんです、2割軽減を受けられる138万円までのところまでは、全て税額はマイナスとなります。150万円のところで固定資産税が0円の世帯については、2万700円の引上げになりますよということになります。改正率をご覧くださいと、108.7%になる層ということで、ここが一番高い改正率になっています。

一方、応益割合を40%にした場合は、7ページの参考案2で、軽減世帯は全てマイナスになります。150万円のところが、固定資産税で1万3,600円ということになります。ここについては、所得が上がるほど改正率は高くなるということです。所得に比例して改正率が高くなるという表になっております。

これを全体的に分析したのが、10ページの比較表ですが、3行ありまして、一番上が50対50、一番下が60対40にしたときの改正案を比較表で見ますと、増加となる区分と減少となる区分の数を見ますと、50対50にした場合は、増加件数が30件、減少件数が57件ということで、最も増加と減少の件数が多くなり、減少する

件数が多くなるのが改正案ということになります。なおかつ、今回の改正に当たっては、総調定額を増やさないということでやっていますので、引上げ額は最小限というように考えるべきではないかと。今の歳出に見合った歳入額を確保するという事になれば、2億円の税額アップということも視野に入れなければならないわけですが、そのところを抑えた、引上げ額を抑えた案になっているということです。

会 長 低所得者というのは、どのくらいを考えているのか。

執行機関 水戸の国保世帯の1世帯の平均所得が、157万円です。これが平均的にということなんですが、一般的に低所得というと、軽減を受ける世帯ということになると思います。

会 長 固定資産税も払って、国保税も上がると、負担増になるのかなと思いますけどね。もう少しその辺を助けられるというのではないのか。

執行機関 調定額を変えないというのと、国の制度に準じた形でやるという場合には、どうしても資産割の部分は減らすという作業が入りますと、減る方、増える方が出てきてしまいます。皆さん減らすという形にはならない。税率を現行と変えないで、資産割も残して、7・5・2割軽減のみを実施した場合、7・5・2割に該当した方が減ることになりますが、なおかつ市の歳入は変化なしということですね。この方法であれば、間違いなく減らせるということになるんですが。

会 長 例えば、50対50じゃなくても、応能の所得割を高くして、働いて所得がある人から少し多くもらう。均等割とか所得が低い方も納めてもらう形になってしまうでしょうから、そういうものを考えられないかなと思います。調定額の引上げは行わないんだけど、現実に医療費が上がってくれば、その辺は考えなければならなくなりますけど、一般会計から入れなさいとかの話にもなってきますし、市全体で考えれば、無駄な事業をなくせば、そのくらいの金額は出せるんじゃないかと。市全体で執行部が考えなければいけないことなのかなという気はしてたんですけどね。その辺はどうですか。

執行機関 資料のほうで御説明したいと思うんですが、さきほどの所得段階別負担割合のところを見比べていただきたいんですが、1ページのものとは4ページですね。

1ページに関しては、応益割合を50対50にしたものです。これについて、150万円のところが2万700円の引上げになるということです。一方、4ページのほうについては、参考案1ということですので、応益割合を45%にしているものです。これでいきますと、固定資産税がない世帯におきまして、150万円のところが1万7,600円の引上げということになりますので、3,000円ぐらい下がっているということになります。1ページのものについて、200万円、250万円、350万円と

いうふうに見ていきますと、改定率が低くなっているという状況です。

ここでもう一つ考えなければならないところが、限度所得金額というのがあります。この金額が、改正案でいくと、一番下で650万円のところが限度額ということになってきます。同じように4ページのほうを見ますと、所得が上がっていくにしたがって、改正率が高くなっていくというようになっていまして、限度所得金額が614万円で限度額に達するということになります。理想としては、限度額に達成するところをあまり早く達成してしまうと、実際に入ってくる金額が減ることになってしまいます。そういうことで、国の標準としては50対50にしているということになるわけなんです。確かに、軽減が適用できないところの所得層の引上げ額を50対50にすることによって厳しくなるというのが特徴になっています。

委員 課税限度額の引上げを国に準じた場合、8万円上がるということで、大体所得が650万円の階層ですよ。さっきの所得分布を見ても、650万円を超える階層というのは全体の2.7%しかいないんで、ここを8万円引き上げたからといって、水戸市の国保会計の歳入が増えて、改善されるということにはつながらないと思うんですね。

二つ目の7・5・2割の軽減が水戸市でも採用されれば、市民の方にとってもいいことですし、この軽減を適用することで、国から来る金も増えるということで、両面からいいと思います。資産割を一気にゼロにするということについても、賛成します。

ただ、50対50にするということで、どういう人たちに値上げが行ってしまっているかということを見ると、150万円とか200万円の世帯が一番負担割合が多くなってしまふ。もっと多い人の値上げ幅よりもまだ所得の低い方が一番影響を受けてしまうということは、今の市民の方の生活には合わないんじゃないかと思います。所得割を減らしてまで応益割を増やしてしまうというのは、大変なことではないかなと思うので、150万円、200万円の世帯の人がこんなに値上げにならない手立てを考えられないものかと思いますが、ここが値上げになるというのは、私としては避けるべきだと思います。

委員 今回の案ですが、調定額を上げないでバランスしますか。大丈夫ですか。赤字問題は別としてね。

執行機関 その件に関しましては、資料3の4ページに収支計画がありまして、1行目の現行税率での収支を見たときに、7億6,700万円の不足になりますという見込額があります。これを今回の税率改正によってどのように展開できるかということ、7・5・2割軽減による基盤安定繰入金3億1,600万円入ってきます。さらに、調整交付金が、経営努力ということで、収納率を高めたり限度額を国の指示どおりに引き上げたりすることで、これの見込みが1億8,000万円。それから、収納率の向上ということで、1%向上を目指して、その収益として、7,100万円の増収。収入増加の見込額として、5億6,700万円になるということなんですね。その差がまだ2億円残ってしまいます。

この2億円については、3ページの4に記載してございます。累積赤字額の解消に向けてということで、22年度末の見込み額が、約25億円の赤字額になるだろうと。なおかつ、23年度に向けても、このままの税率改正では、更に2億円足りないということになります。

22年度の一般会計からの繰入れという考え方でいきますと、2億円を既にいただいているという状況があります。全国的な市町村の国保会計では、なかなか独立採算でやっている市町村はありませんで、大部分が一般会計からの繰入れによって賄っている状況です。国の補助率が思うように上がらないとか、問題はあると思うんですが、水戸においては、これまで独立採算ということをご前提にがんばってきたわけなんですけど、ここに来て赤字額が25億円になってしまったということになりますので、ここで一般会計からの援助もやむをえないだろうということで、この辺の不足額、累積赤字額の解消について、これから23年度予算編成の中で検討していくということにしておりますので。

参考として、もう一度、所得段階別保険税負担額をご覧いただきたいんですが、200万円のところで見ますと、1ページでは1万7,000円の引上げになります。4ページでは、1万8,000円になってしまう。ですから、150万円と200万円の境で引上げ額が逆転するということになります。

委員 過去の何年かで、上限の頭打ちがあったために、改定をやってきたわけですが、上限が頭打ちになると、中堅層に全部しわ寄せが行きますから。過去の例を見ますとね、22年度で赤字が急増しますよね。その間、2度くらい税率改正をやってますからね。このままで行ったら、後からひどくなるよと言いましたけども、現実問題としては、一般会計からの繰入れというのがあったんでしょう。16年度から18年度にかけて5億円、21年度に3億円追加して、合計8億円も一般会計からの繰入れをやったね、なおかつ赤字が出るということですから、赤字を止めるには、まず経常収支がバランスすることですよね。

今回の改正の中で、7・5・2割軽減の適用とか資産割の廃止等の仕組みの改定だけでね、均衡するものかどうかは私の最大の関心で、そこで一旦出血が止まるなら、方法はいろいろあると思うんです。その他、自助努力としては、収納率の向上とか、切り口としてはこの方法以外にないと思います。ただ、中身が見えてこない。滞納構造が分からないわけですよね。滞納の中には、短期間の滞納者もいるし、長期の滞納もいるわけで、対応が違うと思うんですよね。短期の滞納については、催告を毎月定時的に発行するとか、年度末に特別徴収月間を設けて全力を挙げていくと。滞納者に対してどのような管理をしてきたのかが見えないんですね。管理カードを作成して、接点を具体的に持っていくとか、休日にがんばっていただいて、休日の面接を実現するとか、そういったものをやるについても、プロジェクトチームをまずつくって、1人10件程度持って、1か月の何日間を出張面接に充てるとか、具体的な手法はあると思うんですが、体制として取り得るのかどうかということですよ。悪質な滞納者、困窮で困っている滞納者については、専門的にやる方法がありますね。本当に困窮している方に対する対策は、

管理カードをきちんとつくって、家族が多いとか病人がいるとか、事細かに相談に乗ってあげられるような体制をつくる。それには、面接疎通以外にはないですね。

いずれにしても、最終的には意識の定着ですね、国保の助け合いの精神とか。当面の問題は、これ以上赤字は増やさないということで、赤字解消には相当な期間を要します。

執行機関 補足なんですけど、今日の追加資料で、所得段階別世帯分布表をお配りしています。

水戸は1人世帯が半分、2人世帯が30%ということになっております。さきほど3人世帯で説明していましたが、所得段階別保険税負担割合のところをご覧くださいと、2ページが2人世帯、3ページが1人世帯ということでシュミレーションしています。同じように応益割合を45%にしたときのシュミレーションとして、5ページが2人世帯、6ページが1人世帯となっております。2人世帯で150万円の層がどうなっているかといいますと、5ページで引上げ額が1万3,000円となっております。1人世帯のところを見ますと、3ページが5,500円ですが、逆に45%にしますと、6ページですが、8,400円で引上げ額が逆転するということになります。世帯の分布割合等を全体的に見ますと、50対50がよろしいのではないかとというのが事務局の考えでございます。

委員 構成を見ると、150万円以下は3%なんですよね。200万円以下は11.1%なんです。対象者の数が変わっている。そのことを勘案していかないと。

執行機関 これは刻みの幅の違いです。138万円から150万円の間が12万円に対して、150万円から200万円の間が50万円になっていますので、割合が増えてるということです。

委員 水戸市が提案しているものにしたとしても、単年度で見ても、2億円はもともと足りないということになってしまいますよね。そのときに、2億円ということは、収納率を3%上げれば、そのくらいは解消できますけれども、それが今の状況では困難ですよ。最初から2億円のマイナスが諮問されるということは、一般会計から23年度は2億円が入るということがないと。それははっきり財政と決まっているんですか。調整はしていると思いますが。

執行機関 現在の制度そのものに問題があるだろうというのは認識しております。他の市町村でも一般会計からの繰入れをやって、なんとか赤字にならないようにやってるというのがありますので、あとは財政のほうの全体的な考え方として、累積になっている赤字額をどうするか、なおかつ単年度の赤字をどうするかというところを整理している最中ということでございます。一般会計からの繰入れについて委員の皆さんがどういうふうにお考えになるかと、逆に意見をお伺いできればと思いますが。

会 長 例えば、案で50対50にして、差し引くと2億円なんだけれども、2億円入ればいいけど、収納率向上による収入増、1%で7,100万円あるけども、間違いなく徴収率がアップしただけで7,100万円入るのか。これは滞納分全体で考えるのか。

執行機関 これは現年度分で考えます。

会 長 不足額2億円については、22年度で2億円もらったでしょう。来年度はどうなの。この分、22年度累積だけれども、2億円もらった中で25億円あるでしょう。これで赤字は解消できるのか、年度末で。

執行機関 23年度の単年度分は、不足と考えられるのは2億円です。今までのルールでいきますと、累積赤字額については、一般会計で10年間のスパンで見るということで。

会 長 23年度にもし赤字額が増えたら、どうするのか。

執行機関 増えないような形を見た収支計画がこれになります。

委 員 調定額を変えないという理由はどういうところですか。

執行機関 調定額を変えない理由としましては、諮問資料3の3ページのところに、最近の景気の悪化、市民所得が低下傾向で、税収納率も低迷しているという状況ですので、23年度に数字を引き上げるのは大変厳しい状況になるのではないかという考え方です。国保税そのものが既に高いという状況にあるかと思えます。今までの税率の見直しの際には、こう上げれば赤字にならないという計画で16年度も20年度も御説明してきました。そこで一番大きな誤算は何かというと、所得額が下がって、調定額そのものが下がっているというのが一つあります。

それと、収納率ということで、今回大きく違ったのが、後期高齢者医療制度で抜けた収納率の高い層の方が、非常に誤算だったというのがあります。今回の収支計画では、国の繰入金の部分3億円は100%入ってくるお金です。今まで国保税として徴収していた部分も含めて補助金として入ってきますので、非常に計算できる金額だと考えられます。一番心配なのは、収納率の部分と、調整交付金というのを1億8,000万円で見ているんですけども、国のほうでも財政難ということで、そこが計算どおり入ってくるかというのが心配なところですよ。

委 員 過去の税率改正のときの収納率を見てみたんですが、税率を上げると収納率は下がっているんですね。収支計画をもっとシビアに見るべきじゃないかと。水戸市の一般会計だって、そんなに豊かではないと思うんですよ。ですから、赤字が2億円だというんじゃないなくて、これだけの赤字を抱えているんですから、本当に1%向上できるのか、もう

ちょっとシビアに検討してはいかかかなと思います。どんどんと税率改正するたびに収納率が下がっているという現状を無視して、1%向上させるというのは、私は絵に描いた餅じゃないかなと思います。

本当に7,100万円は確保できるのか。最後は一般会計に頼るということになるんでしょうけども、国からの交付金をもらうために税率改正をやるんじゃないかと、そういう印象を受けて、国保会計の財政状況を根本的に改正していく意気込みが感じられなくて、ちょっと姿勢が違うんじゃないかなという感じがするんですが。

委員 長年、リピーターみたいに納めてない人がいるわけですよ。単年度で納められなかった本当に困っている方と、そういう方とはまた別だろうと予想しているんですが、予想どおりなのかどうか。その方も困ってて納められない部類の方なのか。それとも、納めないのか。そうなれば、納税指導の対象者となるのであれば、その対策まで含めて対策しないと話が進まないでしょうと言ってるんです。

委員 滞納の仕分けも必要なんじゃないかなと考えているんです。長期、短期の滞納者があると思うんですが、どういうふうな問題があって滞納しているのか、滞納一括ではなくて、仕分けをして、取れるものは取っていくというのが必要なんじゃないかなと思うんです。

執行機関 カルテのようなもの、1万6,000人なら1万6,000人の家族構成、収入、資産というものを中心に資料はございます。その家庭に合った相談でもって指導はしております。

実際に取れる分、取れない分ということでやっていますが、国保の場合、他の税金と違って、非課税というのがないので、1年分の金額を払えない方が多くおります。例えば、50万円以上の滞納の世帯が全体の18%くらい、滞納の金額は6割くらいその人たちが持ってる形になります。優先順位を決めて相談に当たっているわけですが、取れないというと、住民税等ですと税法のそれなりの制度があるんですが、国保の場合は毎年新しい税が出てくるので、なかなか踏み切れない状態になっております。

実際に昨年も1万件以上の調査をしておりますが、差押えが可能なのは1%未満です。言われたとおりにきちんと振分けができて、きちんと処分ができればいいんですが、あくまでその方たちになんべんも根気よく納付をお願いするしかないんですね。払えないと言って、1,000万円の預金が出てきた方もおりますが、なかなかその辺が国保の場合、長期になってしまうというのが現状になっております。

会長 不能欠損とか、悪質なケースもあるわけでしょう。

執行機関 300件ほど差押えはしておりますので、支払う能力があれば、差押えして、債権確保はしております。

委員 一般会計から繰り入れることについて、今までの20億円の赤字を10年間かけて繰り入れていくということは、単年度で今2億円入れてるわけですよ。なおかつ、23年度は単年度でも2億円足りないから、合わせて4億円が一般会計から繰り入れる必要があるんじゃないかと思うんですが、ほとんどの自治体で一般会計から繰り入れてる。繰り入れてる額はかなりバラつきがありますよね。私も県から各市町村がどれだけ入れてるか、資料をいただいたんですね。平成20年度が一番新しい資料なんですけど、水戸市の場合、加入者1人当たり約3,800円、県内市町村平均では約7,000円入れているんです。水戸市も一般会計からどうしても入れてますけども、額は水戸市の全体の規模からすると決して多くはないんで、入れなくていいような制度設計が国でなされればいいですけど、今は一般会計から入れなくてはならない状況ですよ。

執行機関 国保会計上、一般会計からの繰入れは、法定のものと法定外のものがあります。水戸に関しては、一般会計から13億円頂いておりまして、事務費関係、電算処理などのもの、出産育児一時金の一部等の総額が13億円です。ルール外の部分があるんですが、これが3億円。1億5,000万円の赤字補填のために頂いてるということなんですけど、残り1億5,000万円が何かといいますと、マル福事業の医療費助成制度による国の補助金のペナルティとして減らされた補助金分として充てているものが残りのほとんどです。したがって、総額が3億円です。それを1人当たりになりますと、3,800円ということになります。日立市は法定外の繰入れが少ないんですが、土浦、古河、つくば、ひたちなか市においても、かなり入れているという状況ですので、水戸は比較的、独立採算の形でやってきたということができると思います。

委員 一般会計から繰り入れなくて済むものなら、それが一番いいですし、水戸市が繰り入れられるんじゃないかと、やはり国がもっと市町村の国保会計に対する補助を増やす必要があるというのが私の持論ですが、民主党が政権をとるときに、9,000億円入れますよと豪語したけれども、実際入っているのは40億円しか入ってないというところで、期待していたところがなかなか入っていないんですが、そういう点では、茨城県独自に昔は市町村に財政補助していたのも、2006年度に県も打ち切ってしまいましたから、今、水戸市の一般会計と市民の国保税の負担が多くなっているんですけども、私は、結論から言えば、水戸市の一般会計からの繰入れは、県内から見ると少ないということで、県内平均くらいは入れるべきだと、それで国保税の負担を少しでも軽くできる方向にしていきたいなと思っています。

会長 他にございませんか。

さきほど各項目ごとにポイントを聞いたんですが、最後の累積赤字の解消に向けて、全般にわたって御意見をいただきましたが、その他、御意見ございましたら。

委員 今日は税収の件についての話ですが、支出についてはいつやるんですか。医療費とか

薬代とかについて。

執行機関 議論としては、健全な財政を行うという意味では、収入の確保と支出の適正化を念頭において行わなければならないことなんです。12月のときの資料の3のところで、説明が十分でなかったかと思うんですが、3ページの三つ目なんです。医療費の適正化が大きなポイントになります。ここに関しては、現在、特定健診ということで、生活習慣病を改善していくということで、特定健診の受診率向上を推進するというのが一つ大きな課題があります。それから、二つ目には、レセプト点検強化ということで、資格点検も含めて、レセプトの内容審査を行うというものがあります。3点目は、ジェネリック医薬品使用促進を図っていくことで、歳出を適正なものにしていくというものがありますので、収納率の向上と併せて、歳出の適正化についても一層努力するという事で考えております。

委員 必要のない高額な手術なんかをしていないか、必要のない高額な薬なんかを処方していないか、そういったことも考えなくてはいけないと思います。

会長 医療費の適正化として説明があったように、点検等も含めて努力するという事でございますので。

委員 保険給付費が150億円ある中で、調定額が120億円ですから、どう考えたって、5年や6年で返せるとなっても、気が遠いんですよ。せつかくこの期間ですから、自助努力としては、収納率を上げることに全力を挙げてもらおうと。水戸もいぼってる状態じゃないんで、全国的な主要都市の統計で見ても、茨城県は40番目台ですから、それを考えますと、茨城県は恵まれてるんじゃないですか。もう少し真剣にならないとだめじゃないですか。

委員 情報提供のあり方を検討していただきたいと思うんですよね。ホームページを見れば分かるという行政の自己満足ではなくて、水戸市、あるいは担当課のホームページのアクセス件数が過去3年間くらいどういう状況になっているのか。例えば、全然見られていない場合には、ホームページそのものに魅力がないのかもしれない。中身をもっと見やすくするとか、そういう努力が必要なんじゃないかなと思ひまして。

会長 他に意見等ございますか。

委員 財政が非常に厳しいというのはよく分かりました。一般会計から繰り入れてもらえれば一番楽なんです。少しでも赤字を出さないというような改定も必要かなと思ひております。

会 長 他になければ、答申書の作成もありますので、本協議会の結論を出していきたいと思
います。諮問内容は国保税の税率等改正についてでありますので、全般にわたって皆様
から御意見をいただきましたので、改めてそれぞれお諮りしていきたいと思
います。一括でよろしいでしょうか。

課税限度額の引上げについて、医療分が47万円から51万円、後期分が12万円か
ら14万円、介護分が10万円から12万円という答申でございますので、質疑、御意
見をいただいた中で、執行部の内容の提案でいかどうか、お諮りをしていきたいと思
います。どうでしょうか。

委 員 私は執行部の意見でいいと思います。

会 長 それでは、皆さん、国保税の税率改正等について、皆さんの意見等を踏まえて、答申
を作っていくと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委 員 よろしいですか。

順序なんです、①のところの資産割の廃止なんです、これがいままでと違うところ
なんで、これが頭に来るべきだと思うんですが、そのほうが考え方としても分かりや
すいかなと思います。

会 長 ①の中でも、資産割の廃止というのが頭に来て、その後、課税限度額の引上げとい
う形ですね。では、その点を踏まえまして……

委 員 さきほども意見を言わせていただいたんですが、資産割の廃止は、私は賛成です。見
直していただきたいというのは、所得割を今の時代の中で減らすということは賛同でき
ないということと、なおかつ、所得が150万円とか200万円の世帯が少なくとも値
上げになってしまうということですね。それ以下は7割、5割、2割の軽減が適用され
るので、50対50にしても軽減されるということですが、決して所得が高くない世帯
の値上げが見込まれるというこの税率改正は、私は賛同できないということです。もち
ろん値下げになる方たちもいますが、納税通知書を受け取ったときに、150万円の世
帯の人たちに値上げの納税通知書が行ってしまうのは、大変なことだと思います。

委 員 ____さんのお話のように、上がる方、下がる方がいらっしゃいますが、高くなってし
まう方が3%の方なので、申し訳ないですが、この際、頭を下げるほかないのかなと思
います。

委 員 そこを一般会計から入れれば、救えるわけですからね。

会 長 その辺どうでしょうか。意見として入れたほうがいいのでしょうか。

委 員 この方にとっては大変ですが、全体にとっては微調整ですから、言葉として入れなくても、一言口添えいただければいいんじゃないかと思いますが。

委 員 答申書の中に入れるかどうかは、皆さんにお任せします。

会 長 会議録に残りますから。

諮問された内容については、執行部の内容でよろしいでしょうかね。答申書については、今審議した内容、意見を踏まえていきたいと思います。

なお、答申書の形態については、私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 ありがとうございます。

それでは、この後、事務局とともに答申書を作成し、1月19日の運営協議会で検討の上、市長に答申することといたします。

それでは、運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたり、御協力ありがとうございました。